明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第四項」を「限る。第四項第一号」に、「三千万円」を「二千万円」に改め、同項第三号中「（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）」を削り、同条第三項第一号中「平成十二年から平成十六年までの各年」を削り、同項第二号中「平成十七年」を削り、同項第三号中「平成十八年又は」を削り、「平成二十四年」の下に「、令和四年又は令和五年」を、「場合」の下に「（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものであるときに限る。）」を加え、同項第五号中「令和三年までの各年である場合（」を「令和七年までの各年である場合（」に、「、その」を「その」に、「限る」を「限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものであるときに限る」に改め、同条第四項各号を次のように改める。

一　居住年が平成十九年又は平成二十年である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

二　居住年が平成二十一年から令和三年までの各年である場合　一パーセント

三　居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合　〇・七パーセント

第四十一条第五項中「第十四項」を「第十四項及び」に改め、「、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号」を削り、同条第六項中「同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十五年間の各年（同日」と、第二十項」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び第二十二項」に、「第二十一項」を「第二十三項、第二十六項及び第二十九項」を「第二十六項、第二十九項及び第三十二項」に改め、同条第十項中「認定長期優良住宅（住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるものをいう。）若しくは認定低炭素住宅（住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（以下この項、第二十項から第二十三項まで及び第二十九項において「認定住宅」と総称する。）の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項、第十六項、第十七項及び第二十六項において「認定住宅の新築等」という。）をして、当該認定住宅」を「認定住宅等の新築等（認定住宅等（次に掲げる家屋をいう。以下この項、第二十二項から第二十四項まで、第二十六項及び第三十二項において同じ。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をいう。以下この項、次項、第十六項及び第十七項並びに第四十一条の二の二において同じ。）、買取再販認定住宅等の取得（認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が第一項の特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項及び次項並びに第四十一条の二の二において同じ。）又は認定住宅等である既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のもの（以下この項及び第二十九項において「認定住宅等の新築取得等」という。）をして、これらの認定住宅等」に、「から令和三年十二月三十一日」を「（第二号に掲げる家屋にあつては都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日とし、第三号又は第四号に掲げる家屋にあつては令和四年一月一日とする。）から令和七年十二月三十一日」に改め、「（認定低炭素住宅にあつては、同法の施行の日から同月三十一日までの間）」を削り、「十年間」の下に「（同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合には、十三年間）」を加え、「認定住宅特例適用年」を「認定住宅等特例適用年」に、「当該認定住宅の新築等」を「当該認定住宅等の新築取得等」に、「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に、「認定住宅借入限度額」を「認定住宅等借入限度額」に、「認定住宅控除率」を「認定住宅等控除率」に改め、同項に次の後段及び各号を加える。

この場合において、第二十二項中「第一項に」とあるのは「第十項に」と、第二十三項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十四項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、第二十六項中「（同項」とあるのは「（第十項」と、「）は、同項」とあるのは「）は、第一項」と、第二十九項及び第三十二項中「（同項」とあるのは「（第十項」と、「、同項に」とあるのは「、第一項に」とする。

一　住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの

二　住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの

三　特定エネルギー消費性能向上住宅（前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項において同じ。）

四　エネルギー消費性能向上住宅（前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項において同じ。）

第四十一条第十一項中「認定住宅等借入限度額」を「認定住宅等借入限度額」に改め、同項第一号中「令和三年までの各年である場合（」を「令和五年までの各年である場合（」に、「には、」を「には」に、「第三号」を「第五号」に、「限る」を「限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅（前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項において同じ。）であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る」に改め、同項第三号中「令和三年までの各年である場合（」を「令和七年までの各年である場合（」に、「には、」を「には」に、「限る」を「限り、居住年が令和六年又は令和七年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅若しくは特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものであるときに限る」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「平成二十四年」の下に「、令和四年又は令和五年」を、「場合」の下に「（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。）」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限り、居住年が令和六年又は令和七年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。）　三千五百万円

第四十一条第十一項第一号の次に次の一号を加える。

二　居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限り、居住年が令和六年又は令和七年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。）　四千五百万円